

5 選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書（案）

現在、選択的夫婦別姓の導入を求める声が日ごとに高まっている。各種世論調査では、選択的夫婦別姓への賛成が約6割と過半数を超える状況が続き、若い世代ほど賛成が多いのも特徴である。

そもそも、選択的夫婦別姓とは、夫婦が同じ姓を名のる現行制度に加え、婚姻関係にある夫婦が別姓を望む場合に、それぞれが結婚前の姓を称することを認める制度である。1898年に制定された旧民法で「家制度」が導入され、妻は夫の家に入り、夫婦は共に「家」の姓にする考え方を採用した。戦後の民法改正で、夫婦は夫か妻のいずれかの姓を選択できるようになったが、夫婦同姓の仕組みは引き継がれている。

一方、国際的に見ると、夫婦同姓を義務化しているのは日本のみとなっており、内閣府の調査では、婚姻届を提出した夫婦のうち約95%の女性が改姓している。女性の社会進出に伴い、婚姻後も働き続ける女性が増える中、婚姻前の姓を使えないことが婚姻後の生活やビジネス上の不便、アイデンティティの喪失などの不利益を被る弊害が顕在化していると指摘されている。

経団連など経済界からは、事業者で従業員の戸籍姓と旧姓を二重管理する不利益があるほか、旧姓併記は単独記載ではないため、税や社会保障の手続など公的な部分において通称使用の拡大では「根本的な解決にはならない」と指摘がなされ、選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める声が出されている。

旧姓の通称使用拡大での対応を求める意見もあるが、公的な姓は「戸籍姓のみ」である以上、パスポートや住民票などに旧姓単独で記載できず、不動産登記などにも限界がある。外国では旧姓を証明する手段もなく、そもそも、アイデンティティの喪失に対する解決にはならない。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓の実現に向け、課題を踏まえた検討を抜本的に加速し、早期に導入することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

} 様

日 本 共 産 党 } 提 出
県 民 の 会 }